

意見案第1号

高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書

消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、平成13年4月に消費者契約法が施行された。

その後、加齢や認知症等の影響により判断力が低下した高齢者を狙った訪問販売や電話勧誘販売による契約トラブル、判断力の未熟さ等につけ込んだマルチ商法などによる若年成人の契約トラブルが増加するなど深刻な状況にあることから、国は、こうした高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年通常国会において消費者契約法の一部を改正し、事業者の不当な勧誘による契約の取り消しや不当な契約条項の無効に関する規定を新たに定めたものの、いくつかの論点が今後の検討課題とされたところである。

こうした状況において、高齢化社会や高度情報通信社会のさらなる進展という社会・経済状況の変化に加え、現在国会で審議されている民法の成年年齢の引き下げが実現した場合は、若年成人の消費者被害のさらなる増大が懸念されるなど、消費者被害を防止・救済するためには実効的な法制度の整備が必要である。

よって、国においては、今後の検討課題への対応を図り、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年通常国会に提出されている「消費者契約法の一部を改正する法律案」については、早期の成立・施行を実現すること。
 - 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」勧誘の類型による契約の取り消しに関する規定の創設など、内閣府消費者委員会において「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」とされた事項については、早急に検討し法制度の整備を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
消費者庁長官

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨